

東かがわ市条例第 21 号

東かがわ市監査委員条例及び東かがわ市下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

東かがわ市長

上村 一 郎

東かがわ市監査委員条例及び東かがわ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(東かがわ市監査委員条例の一部改正)

第1条 東かがわ市監査委員条例(平成15年東かがわ市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求に基づく監査等)	(請求又は要求に基づく監査等)
第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は <u>第243条の2の9第3項</u> の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して10日以内に監査に着手しなければならない。	第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は <u>第243条の2の8第3項</u> の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して10日以内に監査に着手しなければならない。
2 略	2 略
(職員の賠償責任の監査)	(職員の賠償責任の監査)
第11条 法第243条の2の9第3項の規定による監査を求められたときは20日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。	第11条 法第243条の2の8第3項の規定による監査を求められたときは20日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。

(東かがわ市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 東かがわ市下水道事業の設置等に関する条例(平成29年東かがわ市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に定める日から施行する。